和(58)

_三位一体改革における税率の改正

「地方でできることは地方に」という方針のもと、三位一体改革が 進められていますが、地方団体は国が国税として集めた財源の中か ら国庫補助金を受けており必ずしも自主性が高いとはいえません。 このため、地方団体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真 に必要な行政サービスを自らの責任で効率的に行えるよう、国税か ら地方税へ、約3兆円の税源移譲を平成19年度から実施することと なりました。

税源移譲の実施により市県民税の負担が増えても、その分所得税 の負担が減り、納税者の税負担は変わりません。

税源移譲については、個人市県民税の所得割と所得税の税率を次 のとおり改正することで行います。

※それぞれの改正については、適用が開始される年度が異なりま すのでご注意ください。

●個人市県民税の税率を10%に統一【平成19年度分から適用】

住民税所得割の税率は、これまで3段階(超過累進構造)になっていました。これを、所得の 多い少ないに関わらず一律10%(比例税率構造)に変えることになりました。

※退職所得、土地建物等を譲渡した所得などに係る市県民税の税率についても改正します。

改	正前
課税所得	標準税率
200万円以下の金額	5 % (市民税 3 %・県民税 2 %)
700万円以下の金額	10% (市民税 8 %・県民税 2 %)
700万円超の金額	13% (市民税10%・県民税 3 %)



l	改	正 後
	課税所得	標準税率
	一律	10% (市民税 6 %) (県民税 4 %)

課税所得とは…給与や事業所得から扶養控除、社会保険料控除といった諸控除を差し引い た残額をいいます

●所得税の税率を6段階に改正する【平成19年分から適用】

改正前	Ī
課税所得	税率
330万円以下の金額	10%
900万円以下の金額	20%
1,800万円以下の金額	30%
1,800万円超の金額	37%



改 正 後	<u> </u>
課税所得	税率
195万円以下の金額	5 %
330万円以下の金額	10%
695万円以下の金額	20%
900万円以下の金額	23%
1,800万円以下の金額	33%
1,800万円超の金額	40%

モデルケース

≪税源移譲後の税額計算の具体例≫

【独身者の場合】 ※扶養なし

	改正前		
給与収入	所得税	市県民税	合 計
300万円	124,000円	64,500円	188,500円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円
1,000万円	966,000円	553,000円	1,519,000円

	改 正 後			
	所得税	市県民税	合 計	
	62,000円	126,500円	188,500円	
	160,500円	260,500円	421,000円	
	376,500円	404,500円	781,000円	
	868,500円	650,500円	1,519,000円	

負 担 増減額 0円 0円 0円 0円

【夫婦と子2人の場合】 ※配偶者控除あり。子のうち1人は特定扶養(年齢要件:16~22歳)に該当。

	Ī	改 正 前	Ī
給与収入	所得税	市県民税	合 計
300万円	0円	9,000円	9,000円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円
1,000万円	688,000円	442,000円	1,130,000円

	改 正 後			
	所得税	市県民税	合 計	
	0円	9,000円	9,000円	
	59,500円	135,500円	195,000円	
	165,500円	293,500円	459,000円	
	590,500円	539,500円	1,130,000円	

負 担 増減額 0円 0円 0円 0円

◎上記は税源移譲による負担変動を示すものです。このほか平成19年分所得税、平成19年度分住民税か ら定率控除等が廃止されることなどによる影響があります。

●税負担の調整措置について

- ・山林所得、変動所得、臨時所得にのみ適用される課税計算が廃止されます。 【平成19年度分以後の市県民税に適用】
- ・平成11年から平成18年までに入居した方で、今回の税源移譲によって平成19年以降の所得税におけ る住宅借入金等特別控除による控除額が減少する場合には、市税務課に申請していただくことで、 その分を翌年度の市県民税から減額することとしています。

【平成20年度分以後の市県民税に適用】

定率控除等の廃止

- ◆市県民税【平成19年度分以後の市県民税に適用】
 - 現行制度 所得割額の7.5%相当額(控除限度額2万円)→ 廃止
- ②所得税 【平成19年分以後の市県民税に適用】

現行制度 所得割額の10%相当額(控除限度額12.5万円) → 廃止

地震保険料控除の創設(損害保険料控除から改組)

- ◆地震保険契約に係る保険料等の金額の2分の1に相当する金額を控除します。
- (市県民税は最高2万5千円、所得税は最高5万円)
- ◇経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料等について は、従前の損害保険料控除を適用します。(市県民税は最高1万円、所得税は最高1万5千円)
- ◇上記(1)、(2)両方を適用する場合は、市県民税は最高2万5千円、所得税は最高5万円とします。 【平成19年分以後の所得税、平成20年度分以後の市県民税について適用】

[※]一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

[※]個人住民税において、所得税と個人住民税の人的控除の差に対応した減額措置なども講じられます。